

中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る 課税標準の特例について（新税制度）

固定資産税（償却資産）のお知らせ

中小事業者等が、東海市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備について、一定の要件を満たす場合は償却資産の課税標準額を軽減する特例を受けることができます。

なお、令和5年4月以降に取得された設備は新制度、令和5年3月末までに取得された設備は旧制度となりますのでご注意ください。

特例対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、以下のいずれかに該当する法人は、特例対象外です。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金または出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

特例対象設備

以下の要件を満たすもの

- ①東海市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること
- ②年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの
- ③生産、販売、役務の提供の用に直接供するもの
- ④中古資産でないもの
- ⑤下の表の要件を満たすもの

設備の種類	取得期間（※）	1台1基または一の取得価額	その他
機械装置	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	160万円以上	
工具		30万円以上	
器具備品		30万円以上	
建物付属設備		60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※ただし、先端設備等導入計画認定後に取得したものに限りです。

特例内容

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、軽減率及び期間がより優遇されます。

賃上げの表明	設備の取得期間	適用期間	軽減率
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	△2/3
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	△2/3
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	△1/2

提出書類

以下の書類をすべて添付し、償却資産の申告の際にご提出ください。

- ・償却資産特例申請書（新税制度用）
- ・先端設備等導入計画の申請書の写し及び認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し

※所有権移転外リースの場合、「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し」も必要となります。

※賃上げ方針を表明している場合、「賃上げ方針を表明したことを証明する書類」も必要となります。

提出先及び問合わせ先

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 総務部 税務課 固定資産税グループ（償却資産担当）

電話 (052) 603-2211または

(0562) 33-1111

(内線 192)